

第百四十一回国 参議院 厚生委員会 會議録 第十二号

平成九年十二月四日(木曜日)

午前十時開会

委員の異動

十二月二日

辞任

阿部 正俊君

補欠選任

尾辻 秀久君

出席者は左のとおり。

委員長

山本 正和君

理事

上野 公成君

南野知恵子君

浜四津敏子君

清水 澄子君

委員

石井 道子君

尾辻 秀久君

田浦 直君

中島 眞人君

中原 爽君

長峯 基君

宮崎 秀樹君

木暮 山人君

水島 裕君

山本 保君

渡辺 孝男君

今井 澄君

西山登紀子君

釘宮 磐君

衆議院議員

厚生委員長代理

長勢 甚遠君

国務大臣

厚生 大臣

小泉純一郎君

政府委員

厚生省健康政策

谷 修一君

局長

厚生省保健医療

局長

小林 秀資君

事務局側

大員 延朗君

常任委員会専門

員

本日の會議に付した案件

○精神保健福祉士法案(第百四十回国会内閣提出、第百四十一回国会衆議院送付)

○言語聴覚士法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(山本正和君) ただいまから厚生委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

去る二日、阿部正俊君が委員を辞任され、その補欠として尾辻秀久君が選任されました。

○委員長(山本正和君) 精神保健福祉士法案及び言語聴覚士法案を一括して議題といたします。

まず、両案について政府から趣旨説明を聴取いたします。小泉厚生大臣。

○国務大臣(小泉純一郎君) ただいま議題となりました二法案につきまして、その提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

まず、精神保健福祉士法案について申し上げます。

我が国の精神障害者の現状につきましては、諸外国と比べ入院して医療を受けている者の割合が高く、また入院して医療を受けている期間が著しく長期にわたること等が指摘されており、精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進を図る上で、その社会復帰を促進することが喫緊の課題となっております。

こうした状況を踏まえ、精神障害者の社会復帰に関する相談及び援助の業務に従事する者の資質の向上及びその業務の適正を図り、精神障害者やその家族が安心して必要な支援を受けることができるよう、新たに精神保健福祉士の資格を定めることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律案において精神保健福祉士とは、厚生大臣の登録を受け、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって精神病院その他の医療施設において精神障害者の医療を受けている者や、精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うことを業とする者を言うこととしております。

第二に、精神保健福祉士の登録は、大学において厚生大臣の指定する科目を修めて卒業した者等であつて、精神保健福祉士試験に合格した者について行うこととしております。

第三に、精神保健福祉士試験の実施に関する事務及び精神保健福祉士の登録に関する事務については、厚生大臣の指定する者に行わせることができることとしております。

第四に、精神保健福祉士は、その信用を傷つけるような行為をしてはならないこととするともに、正当な理由がなくその業務に関し知り得た人の秘密を漏らしてはならないこととしております。

第五に、精神保健福祉士は、医師その他の医療関係者との連携を保つとともに、精神障害者に主治医があるときは、その指導を受けなければならないこととしております。

第六に、精神保健福祉士でない者は精神保健福祉士という名称を使用してはならないこととしております。

最後に、この法律の施行期日は、一部の事項を除き平成十年四月一日としております。

次に、言語聴覚士法案について申し上げます。

脳卒中等による言語機能障害や先天的難聴等の聴覚障害を有する者等に対するリハビリテーションにつきましては、近年の人口の高齢化、疾病構造の変化等に伴い、その必要性、重要性が高まっております。

これらのリハビリテーションの推進を図るためには、その従事者の確保及び資質の向上が喫緊の課題となっており、こうした状況を踏まえ、音声機能、言語機能及び聴覚に関するリハビリテーションを行う専門職種として言語聴覚士の資格を定めることとし、この法律案を提出することとした次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、この法律案において言語聴覚士とは、厚生大臣の免許を受けて言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能または聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者を言うこととしております。

第二に、言語聴覚士の資格を得るためには、言語聴覚士国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないこととしております。

第三に、言語聴覚士国家試験につきましては、厚生大臣が行うこととしております。また、国家試験を受験することができる者として、高校卒業後、文部大臣の指定する学校または厚生大臣の指定する言語聴覚士養成所において、三年以上言語

聴覚士として必要な知識及び技能を修得した者並びに大学において厚生大臣の指定する科目を修めて卒業した者等を定めることとしております。

第四に、言語聴覚士の免許の登録に関する事務及び国家試験の実施に関する事務につきましましては、厚生大臣の指定する者に行わせることができることとしております。

第五に、言語聴覚士は、診療の補助として医師または歯科医師の指示のもとに嚥下訓練及び人工内耳の調整等の行為を行うことを業とすることができることとし、また、言語聴覚士はその業務を行うに当たって、対象者に主治の医師または歯科医師があるときはその指導を受けなければならないこととしております。

第六に、言語聴覚士はその業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者及び福祉関係者等との連携に努めなければならないこととするともに、言語聴覚士以外の者は言語聴覚士という名称またはこれに紛らわしい名称を用いてはならないこととしております。

最後に、この法律の施行期日につきましては、公布の日から起算して一年を超えない範囲において政令で定める日としております。

以上、二法案の提案理由及びその内容の概要について御説明申し上げましたが、言語聴覚士法案につきましましては、衆議院において修正が行われたところでありまして、

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(山本正和君) この際、言語聴覚士法案の衆議院における修正部分について、衆議院厚生委員長代理長勢基遠君から説明を聴取いたします。長勢基遠君。

○衆議院議員(長勢基遠君) 言語聴覚士法案に対する衆議院における修正部分につきまして、その内容を御説明申し上げます。

修正の要旨は、政府は、他の資格制度における障害者に係る欠格事由についての検討の状況を踏まえ、適正な医療を確保しつつ障害者の自立及び

社会経済活動への参加を促進するという観点から、言語聴覚士の資格に係る欠格事由のあり方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(山本正和君) 以上で趣旨説明及び衆議院における修正部分の説明の聴取は終わりました。

同案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午前十時七分散会

十二月三日本委員会に左の案件が付託された。

一、精神保健福祉士法案(第四百四十回国会提出、衆議院継続審査)

一、言語聴覚士法案

精神保健福祉士法案

精神保健福祉士法

目次

第一章 総則(第一条—第三条)

第二章 試験(第四条—第二十七条)

第三章 登録(第二十八条—第三十八条)

第四章 義務等(第三十九条—第四十三条)

第五章 罰則(第四十四条—第四十八条)

附則

第一章 総則

(目的) 第一条 この法律は、精神保健福祉士の資格を定めて、その業務の適正を図り、もって精神保健の向上及び精神障害者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「精神保健福祉士」とは、第二十八条の登録を受け、精神保健福祉士の名称を用いて、精神障害者の保健及び福祉に関する専門的知識及び技術をもって、精神病院

その他の医療施設において精神障害者の医療を受け、又は精神障害者の社会復帰の促進を図ることを目的とする施設を利用している者の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行うこと(以下「相談援助」という。)を業とする者(欠格事由)

第三条 次の各号のいずれかに該当する者は、精神保健福祉士となることができない。

一 禁治産者又は準禁治産者

二 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わ

り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

三 この法律の規定その他精神障害者の保健又は福祉に関する法律の規定であつて政令で定めるものにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過しない者

四 第三十二条第一項第二号又は第二項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者

第二章 試験

(資格) 第四条 精神保健福祉士試験(以下「試験」という。)に合格した者は、精神保健福祉士となる資格を有する。

(試験) 第五条 試験は、精神保健福祉士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施) 第六条 試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行う。

(受験資格) 第七条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学(短期大学を除く。以下この条において同じ。)において厚生大臣の指定する

精神障害者の保健及び福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者

二 学校教育法に基づき大学において厚生大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(以下この条において「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発大学校(以下「職業能力開発学校等」という。)又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。)において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づき大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発学校等又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。)において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 学校教育法に基づき短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)において指定科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く)その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、厚生省令で定める施設(以下この条において「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事したものの

五 学校教育法に基づき短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う

精神障害者の保健及び福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者

二 学校教育法に基づき大学において厚生大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(以下この条において「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発大学校(以下「職業能力開発学校等」という。)又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。)において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づき大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発学校等又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。)において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 学校教育法に基づき短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)において指定科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く)その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、厚生省令で定める施設(以下この条において「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事したものの

五 学校教育法に基づき短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う

精神障害者の保健及び福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者

二 学校教育法に基づき大学において厚生大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(以下この条において「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発大学校(以下「職業能力開発学校等」という。)又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。)において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づき大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発学校等又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。)において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 学校教育法に基づき短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)において指定科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く)その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、厚生省令で定める施設(以下この条において「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事したものの

五 学校教育法に基づき短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う

精神障害者の保健及び福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者

二 学校教育法に基づき大学において厚生大臣の指定する精神障害者の保健及び福祉に関する基礎科目(以下この条において「基礎科目」という。)を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項各号に掲げる施設若しくは同法第二十七条第一項に規定する職業能力開発大学校(以下「職業能力開発学校等」という。)又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「精神保健福祉士短期養成施設等」という。)において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づき大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、文部大臣及び厚生大臣の指定した学校、厚生大臣及び労働大臣の指定した職業能力開発学校等又は厚生大臣の指定した養成施設(以下「精神保健福祉士一般養成施設等」という。)において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 学校教育法に基づき短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)において指定科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く)その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、厚生省令で定める施設(以下この条において「指定施設」という。)において一年以上相談援助の業務に従事したものの

五 学校教育法に基づき短期大学(修業年限が三年であるものに限る。)において基礎科目を修めて卒業した者(夜間において授業を行う

学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの。

六 学校教育法に基づく短期大学（修業年限が三年であるものに限る。）を卒業した者（夜間において授業を行う学科又は通信による教育を行う学科を卒業した者を除く。）その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの。

七 学校教育法に基づく短期大学において指定科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事したもの。

八 学校教育法に基づく短期大学において基礎科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの。

九 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校を卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者であつて、指定施設において一年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの。

十 指定施設において四年以上相談援助の業務に従事した後、精神保健福祉士一般養成施設等において一年以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得した者

十一 社会福祉士であつて、精神保健福祉士短期養成施設等において六月以上精神保健福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの（試験の無効等）

第八条 厚生大臣は、試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができなないものとする。ことができる。

第九條 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならぬ。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けなない場合においても、返還しない。

第十條 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者以下「指定試験機関」という。に、試験の実施に關する事務（以下「試験事務」という。）を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行おうとする者の申請により行う。

3 厚生大臣は、他に指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定試験機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に關する計画が、試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の試験事務の実施に關する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

一 申請者が、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者がその行う試験事務以外の業務により試験事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十二條の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうち、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わら、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

（指定試験機関の役員及び解任）

第十一條 指定試験機関の役員は、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定試験機関の役員が、この法律（この法律に基づく命令又は処分を含む。）若しくは第十三條第一項に規定する試験事務規程に違反する行為をしたとき、又は試験事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定試験機関に対し、当該役員の解任を命ずることができる。

（事業計画の認可等）

第十二條 指定試験機関は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定試験機関は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

（試験事務規程）

第十三條 指定試験機関は、試験事務の開始前に、試験事務の実施に關する規程（以下この章において「試験事務規程」という。）を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 試験事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。

（精神保健福祉士試験委員）

第十四條 指定試験機関は、試験事務を行う場合において、精神保健福祉士として必要な知識及び技能を有するかどうかの判定に關する事務については、精神保健福祉士試験委員（以下この章において「試験委員」という。）に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に變更があつたときも、同様とする。

4 第十一條第二項の規定は、試験委員の解任について準用する。

（規定の適用等）

第十五條 指定試験機関が試験事務を行う場合における第八條第一項及び第九條第一項の規定の適用については、第八條第一項中「厚生大臣」とあり、及び第九條第一項中「国」とあるのは、「指定試験機関」とする。

2 前項の規定により読み替へて適用する第九條第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

（秘密保持義務等）

第十六条 指定試験機関の役員若しくは職員(試験委員を含む。次項において同じ。)又はこれらの職にあつた者は、試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 試験事務に従事する指定試験機関の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(帳簿の備付け等)

第十七条 指定試験機関は、厚生省令で定めるところにより、試験事務に関する事項で厚生省令で定めるものを記載した帳簿を備え、これを保存しなければならない。

(監督命令)

第十八条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定試験機関に対し、試験事務に関して監督上必要な命令をすることができ。

(報告)

第十九条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、厚生省令で定めるところにより、指定試験機関に対し、報告をさせることができる。

(立入検査)

第二十条 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要限度で、その職員に、指定試験機関の事務所に立ち入り、指定試験機関の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(試験事務の休廃止)

第二十一条 指定試験機関は、厚生大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止

し、又は廃止してはならない。

(指定の取消し等)

第二十二条 厚生大臣は、指定試験機関が第十条第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定試験機関が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十条第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十一条第二項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)、第十三条第三項又は第十八条の規定による命令に違反したとき。

三 第十二条、第十四条第一項から第三項まで又は前条の規定に違反したとき。

四 第十三条第一項の認可を受けた試験事務規程によらないで試験事務を行ったとき。

五 次条第一項の条件に違反したとき。

(指定等の条件)

第二十三条 第十条第一項、第十一条第一項、第十二条第一項、第十三条第一項又は第二十一条の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを変更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(指定試験機関がした処分等に係る不服申立て)

第二十四条 指定試験機関が行う試験事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができ。

(厚生大臣による試験事務の実施等)

第二十五条 厚生大臣は、指定試験機関の指定をしたときは、試験事務を行わないものとする。

2 厚生大臣は、指定試験機関が第二十一条の規定による許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十二條第二項の規定により指定試験機関に対し試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定試験機関が天災その他の事由により試験事務の全部若しくは一部を実施することが困難となった場合において必要があると認めるときは、試験事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第二十六条 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十条第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十一条の規定による許可をしたとき。

三 第二十二條の規定により指定を取り消し、又は試験事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前条第二項の規定により試験事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行っていない試験事務の全部若しくは一部を行わなかったこととするとき。

(試験の細目等)

第二十七条 この章に規定するもののほか、試験、精神保健福祉士短期養成施設等、精神保健福祉士一般養成施設等、指定試験機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章 登録

第二十八条 精神保健福祉士となる資格を有する者が精神保健福祉士となるには、精神保健福祉士登録簿に、氏名、生年月日その他厚生省令で定める事項の登録を受けなければならない。

(精神保健福祉士登録簿)

第二十九条 精神保健福祉士登録簿は、厚生省に備える。

(精神保健福祉士登録証)

第三十条 厚生大臣は、精神保健福祉士の登録を

したときは、申請者に第二十八条に規定する事項を記載した精神保健福祉士登録証(以下この章において「登録証」という。)を交付する。

(登録事項の変更の届出等)

第三十一条 精神保健福祉士は、登録を受けた事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生大臣に届け出なければならない。

2 精神保健福祉士は、前項の規定による届出をするときは、当該届出に登録証を添えて提出し、その訂正を受けなければならない。

(登録の取消し等)

第三十二条 厚生大臣は、精神保健福祉士が次の各号のいずれかに該当する場合には、その登録を取り消さなければならない。

一 第三十條各号(第四号を除く。)のいずれかに該当するに至つた場合

二 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けた場合

場合

2 厚生大臣は、精神保健福祉士が第三十九条、第四十条又は第四十一条第二項の規定に違反したときは、その登録を取り消し、又は期間を定めて精神保健福祉士の名称の使用の停止を命ずることができる。

(登録の消除)

第三十三条 厚生大臣は、精神保健福祉士の登録がその効力を失つたときは、その登録を消除しなければならない。

(変更登録等の手数料)

第三十四条 登録証の記載事項の変更を受けようとする者及び登録証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定等)

第三十五条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、精神保健福祉士の登録の実施に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めると

ころにより、登録事務を行おうとする者の申請により行ふ。

第三十六条 指定登録機関が登録事務を行う場合における第二十九条、第三十条、第三十一条第一項、第三十二条及び第三十四条の規定の適用については、これらの規定中「厚生省」とあり、「厚生大臣」とあり、及び「国」とあるのは、「指定登録機関」とする。

2 指定登録機関が登録を行う場合において、精神保健福祉士の登録を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機関に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第三十四条及び前項の規定により指定登録機関に納められた手数料は、指定登録機関の収入とする。

(準用)
第三十七条 第十条第三項及び第四項、第十一条から第十三条まで並びに第十六条から第二十六条までの規定は、指定登録機関について準用する。この場合において、これらの規定中「試験事務」とあるのは「登録事務」と、「試験事務規程」とあるのは「登録事務規程」と、第十条第三項中「前項の申請」とあり、及び同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十五条第二項の申請」と、第十六条第一項中「職員(試験委員を含む。次項において同じ。)」とあるのは「職員」と、第二十二條第二項第二号中「第十一条第二項(第十四条第四項において準用する場合を含む。)」とあるのは「第十一条第二項」と、同項第三号中「第十四条第一項から第三項まで又は前条」とあるのは「又は前条」と、第二十三條第一項及び第二十六條第一号中「第十条第一項」とあるのは「第三十五条第一項」と読み替えるものとする。

(厚生省令への委任)
第三十八条 この章に規定するもののほか、精神保健福祉士の登録、指定登録機関その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、厚生省令で定める。

第四章 義務等

(信用失墜行為の禁止)

第三十九条 精神保健福祉士は、精神保健福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十条 精神保健福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。精神保健福祉士でなくなった後においても、同様とする。

(連携等)

第四十一条 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

2 精神保健福祉士は、その業務を行うに当たって精神障害者に主治の医師があるときは、その指導を受けなければならない。

(名称の使用制限)

第四十二条 精神保健福祉士でない者は、精神保健福祉士という名称を使用してはならない。

(経過措置)

第四十三条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

第五章 罰則

第四十四条 第四十条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

第四十五条 第十六条第一項(第三十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第二十二條第二項(第三十七条において準用する場合を含む。)の規定による試験事務又は登録事務の停止の命令に違反したときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条第二項の規定により精神保健福祉士の名称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止を命ぜられた期間中に、精神保健福祉士の名称を使用したもの

二 第四十二条の規定に違反した者

第四十八条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定試験機関又は指定登録機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第十七條(第三十七条において準用する場合を含む。)の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき

二 第十九條(第三十七条において準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき

三 第二十条第一項(第三十七条において準用する場合を含む。)の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をしたとき

四 第二十一条(第三十七条において準用する場合を含む。)の許可を受けないで試験事務又は登録事務の全部を廃止したとき

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年四月一日から施行する。

別表第一

第二十三号中七の五を七の六とし、七の四の次に次のように加える。

(七の五) 精神保健福祉士法(平成九年法律第二十八條(登録)の精神保健福祉士の登録

する。ただし、第七條第二号及び第三号の規定(学校、職業能力開発校等又は養成施設の指定に係る部分に限る。)、第二十七條の規定(精神保健福祉士短期養成施設等及び精神保健福祉士一般養成施設等に係る部分に限る。))並びに附則第七條の規定は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(受験資格の特例)
第二条 この法律の施行の際現に病院、診療所その他厚生省令で定める施設において相談援助を業として行っている者であつて、次の各号のいずれにも該当するに至つたものは、平成十五年三月三十一日までは、第七條の規定にかかわらず、試験を受けることができる。

一 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者

二 病院、診療所その他厚生省令で定める施設において、相談援助を五年以上業として行つた者

(名称の使用制限に関する経過措置)
第三条 この法律の施行の際現に精神保健福祉士という名称を使用している者については、第四十二条の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

(検討)
第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)
第五条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中七の五を七の六とし、七の四の次に次のように加える。

(七の五) 精神保健福祉士法(平成九年法律第二十八條(登録)の精神保健福祉士の登録

号)第 登録件数 一件につき一万五千円

五

第七部 厚生委員会会議録第十二号 平成九年十二月四日 【参議院】

五

五

五

五

(職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律の一部改正)

第六條 職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律(平成九年法律第

号)の一部を次のように改正する。
附則第一条ただし書中「第二十一条まで」を「第二十三条まで」に改める。

附則に次の一条を加える。

(精神保健福祉士法の一部改正)

第二十三条 精神保健福祉士法(平成九年法律第

号)の一部を次のように改正する。
第七條第二号中「職業能力開発大学校」を「職業能力開発総合大学校」に改める。

(厚生省設置法の一部改正)

第七條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第五條第十号の次に次の一号を加える。

十の二 精神保健福祉士の身分及び業務について、指導監督を行うこと。

第六條第十二号の次に次の二号を加える。

十二の二 精神保健福祉士の養成施設を指定し、試験及び登録を行い、登録を取り消し、並びに名称の使用の停止を命ずること。

十二の三 精神保健福祉士法(平成九年法律第

(小字及び一は衆議院修正)

言語聴覚士法案

言語聴覚士法

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 免許(第三条―第二十八条)

第三章 試験(第二十九条―第四十一条)

第四章 業務等(第四十二条―第四十六条)

第五章 罰則(第四十七条―第五十一条)
附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、言語聴覚士の資格を定めるとともに、その業務が適正に運用されるように規律し、もつて医療の普及及び向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「言語聴覚士」とは、厚生大臣の免許を受けて、言語聴覚士の名称を用いて、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者についてその機能の維持向上を図るため、言語訓練その他の訓練、これに必要な検査及び助言、指導その他の援助を行うことを業とする者をいう。

第二章 免許

(免許)

第三条 言語聴覚士になろうとする者は、言語聴覚士国家試験(以下「試験」という。)に合格し、厚生大臣の免許(第三十三条第六号を除き、以下「免許」という。)を受けなければならない。

(絶対的欠格事由)

第四条 目が見えない者、耳が聞こえない者又は口がきけない者には、免許を与えない。

(相対的欠格事由)

第五条 次の各号のいずれかに該当する者には、免許を与えないことがある。

一 罰金以上の刑に処せられた者

二 前号に該当する者を除くほか、言語聴覚士の業務に関し犯罪又は不正の行為があつた者の業務が著しく不良である者

三 素行が著しく不良である者

四 精神病者、麻薬、大麻若しくはあへんの中毒者又は伝染性の疾病にかかつている者

(言語聴覚士名簿)

第六条 厚生省に言語聴覚士名簿を備え、免許に関する事項を登録する。

(登録及び免許証の交付)

第七条 免許は、試験に合格した者の申請により、言語聴覚士名簿に登録することによって行ふ。

2 厚生大臣は、免許を与えたときは、言語聴覚士免許証を交付する。

(言語聴覚士名簿の訂正)

第八条 言語聴覚士は、言語聴覚士名簿に登録された免許に関する事項に変更があつたときは、三十日以内に、当該事項の変更を厚生大臣に申請しなければならない。

(免許の取消し等)

第九条 言語聴覚士が第四条の規定に該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消さなければならない。

2 言語聴覚士が第五条各号のいずれかに該当するに至つたときは、厚生大臣は、その免許を取り消し、又は期間を定めて言語聴覚士の名称の使用の停止を命ずることができる。

3 前項の規定により免許を取り消された者であつても、その者がその取消しの理由となつた事項に該当しなくなつたとき、その他その後の事情により再び免許を与えるのが適當であると認められるに至つたときは、再免許を与えることができる。この場合においては、第七條の規定を準用する。

(登録の消除)

第十条 厚生大臣は、免許がその効力を失つたときは、言語聴覚士名簿に登録されたその免許に関する事項を消除しなければならない。

(免許証の再交付手数料)

第十一条 言語聴覚士免許証の再交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を国に納付しなければならない。

(指定登録機関の指定)

第十二條 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定登録機関」という。)に、言語聴覚士の登録の実施等に関する事務(以下「登録事務」という。)を行わせることができる。

2 指定登録機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、登録事務を行おうとする者の申請により行ふ。

3 厚生大臣は、他に第一項の規定による指定を受けた者がなく、かつ、前項の申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 職員、設備、登録事務の実施の方法その他の事項についての登録事務の実施に関する計画が、登録事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。

二 前号の登録事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

4 厚生大臣は、第二項の申請が次のいずれかに該当するときは、指定登録機関の指定をしてはならない。

一 申請者が、民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人以外の者であること。

二 申請者がその行う登録事務以外の業務により登録事務を公正に実施することができないおそれがあること。

三 申請者が、第二十三条の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者であること。

四 申請者の役員のうちに、次のいずれかに該当する者があること。

イ この法律に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者

ロ 次条第二項の規定による命令により解任され、その解任の日から起算して二年を経過しない者

(指定登録機関の役員の選任及び解任)

第十三條 指定登録機関の役員の選任及び解任は、厚生大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 厚生大臣は、指定登録機関の役員が、この法律(この法律に基づく命令又は処分を含む。)若しくは第十五条第一項に規定する登録事務規程

に違反する行為をしたとき、又は登録事務に關し著しく不適当な行為をしたときは、指定登録機關に対し、当該役員の解任を命ずることができるとする。

(事業計画の認可等)

第十四条 指定登録機關は、毎事業年度、事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に(第十二条第一項の規定による指定を受けた日の属する事業年度にあつては、その指定を受けた後遅滞なく)、厚生大臣の認可を受けなければならぬ。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 指定登録機關は、毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生大臣に提出しなければならない。

(登録事務規程)

第十五条 指定登録機關は、登録事務の開始前に、登録事務の実施に關する規程(以下「登録事務規程」という。)を定め、厚生大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 登録事務規程で定めるべき事項は、厚生省令で定める。

3 厚生大臣は、第一項の認可をした登録事務規程が登録事務の適正かつ確實な実施上不適当となつたと認めるときは、指定登録機關に対し、これを變更すべきことを命ずることができる。(規定の適用等)

第十六条 指定登録機關が登録事務を行う場合における第六條、第七條第二項(第九條第三項において準用する場合を含む。)、第八條、第十條及び第十一條の規定の適用については、第六條中「厚生省」とあるのは「指定登録機關」と、第七條第二項中「厚生大臣」とあるのは「指定登録機關」と、「免許を与えたときは、言語聴覚士免許証」とあるのは「前項の規定による登録をしたときは、当該登録に係る者に言語聴覚士免許証明書」と、第八條及び第十條中「厚生大臣」とある

のは「指定登録機關」と、第十一條中「言語聴覚士免許証」とあるのは「言語聴覚士免許証明書」と、「国」とあるのは「指定登録機關」とする。

2 指定登録機關が登録事務を行う場合において、言語聴覚士名簿に免許に關する事項の登録を受けようとする者又は言語聴覚士免許証明書の書換え交付を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を指定登録機關に納付しなければならない。

3 第一項の規定により読み替えて適用する第十一條及び前項の規定により指定登録機關に納められた手数料は、指定登録機關の収入とする。(秘密保持義務等)

第十七条 指定登録機關の役員若しくは職員又はこれらの職にあつた者は、登録事務に關して知り得た秘密を漏らしてはならない。

2 登録事務に従事する指定登録機關の役員又は職員は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。(帳簿の備付け等)

第十八條 指定登録機關は、厚生省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに登録事務に關する事項で厚生省令で定めるものを記載し、及びこれを保存しなければならない。(監督命令)

第十九條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、指定登録機關に対し、登録事務に關し監督上必要な命令をすることができるとする。

(報告)

第二十條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、厚生省令で定めるところにより、指定登録機關に対し、報告をさせることができる。(立入検査)

第二十一條 厚生大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、その職員に、指定登録機關の事務所に立ち

入り、指定登録機關の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第一項に規定する権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。(登録事務の休廃止)

第二十二條 指定登録機關は、厚生大臣の許可を受けなければ、登録事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。(指定の取消し等)

第二十三條 厚生大臣は、指定登録機關が第十二條第四項各号(第三号を除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消さなければならない。

2 厚生大臣は、指定登録機關が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて登録事務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第十二條第三項各号の要件を満たさなくなつたと認められるとき。

二 第十三條第二項、第十五條第三項又は第十九條の規定による命令に違反したとき。

三 第十四條又は前條の規定に違反したとき。

四 第十五條第一項の認可を受けた登録事務規程によらないで登録事務を行ったとき。

五 次條第一項の条件に違反したとき。(指定等の条件)

第二十四條 第十二條第一項、第十三條第一項、第十四條第一項、第十五條第一項又は第二十二條の規定による指定、認可又は許可には、条件を付し、及びこれを變更することができる。

2 前項の条件は、当該指定、認可又は許可に係る事項の確實な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、かつ、当該指定、認可又は許可を受ける者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。

(指定登録機關がした処分等に係る不服申立て)

第二十五條 指定登録機關が行う登録事務に係る処分又はその不作為について不服がある者は、厚生大臣に対し、行政不服審査法(昭和三十一年法律第六十号)による審査請求をすることができるとする。

(厚生大臣による登録事務の実施等)

第二十六條 厚生大臣は、指定登録機關の指定をしたときは、登録事務を行わないものとする。

2 厚生大臣は、指定登録機關が第二十二條の規定による許可を受けて登録事務の全部若しくは一部を休止したとき、第二十三條第二項の規定により指定登録機關に対し登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき、又は指定登録機關が天災その他の事由により登録事務の全部若しくは一部を実施することが困難となつた場合において必要があると認めるときは、登録事務の全部又は一部を自ら行うものとする。

(公示)

第二十七條 厚生大臣は、次の場合には、その旨を官報に公示しなければならない。

一 第十二條第一項の規定による指定をしたとき。

二 第二十二條の規定による許可をしたとき。

三 第二十三條の規定により指定を取り消し、又は登録事務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

四 前條第二項の規定により登録事務の全部若しくは一部を自ら行うこととするとき、又は自ら行つていない登録事務の全部若しくは一部を行わなかつたこととするとき。

(厚生省令への委任)

第二十八條 この章に規定するもののほか、免許の申請、言語聴覚士名簿の登録、訂正及び消除、言語聴覚士免許証又は言語聴覚士免許証明書の交付、書換え交付及び再交付、第二十六條第二項の規定により厚生大臣が登録事務の全部又は一部を行う場合における登録事務の引継ぎ

その他免許及び指定登録機関に關し必要な事項は、厚生省令で定める。

第三章 試験

(試験)

第二十九条 試験は、言語聴覚士として必要な知識及び技能について行う。

(試験の実施)

第三十条 試験は、毎年一回以上、厚生大臣が行う。

(言語聴覚士試験委員)

第三十一条 試験の問題の作成及び採点を行わせるため、厚生省に言語聴覚士試験委員(次項及び次条において「試験委員」という。)を置く。

2 試験委員に關し必要な事項は、政令で定める。

(不正行為の禁止)

第三十二条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験資格)

第三十三条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)

第五十六条の規定により大学に入学することができ、その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、三年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

二 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学又は厚生省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において二年(高等専門学校にあっては、五年)以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、一年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

三 学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は厚生省令で定める学校、文教研修施設若しくは養成所において一年(高等専門学校にあっては、四年)以上修業し、かつ、厚生大臣の指定する科目を修めた者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、一年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

四 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)又は旧大学令に基づく大学において厚生大臣の指定する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして厚生省令で定める者で、文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した言語聴覚士養成所において、一年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの

六 外国の第二条に規定する業務に關する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で言語聴覚士に係る厚生大臣の免許に相当する免許を受けた者で、厚生大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

(試験の無効等)

第三十四条 厚生大臣は、試験に關して不正の行為があつた場合には、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させ、又はその試験を無効とすることができる。

2 厚生大臣は、前項の規定による処分を受けた者に対し、期間を定めて試験を受けることができる。

(受験手数料)

第三十五条 試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を国に納付しなければならない。

2 前項の受験手数料は、これを納付した者が試験を受けない場合においても、返還しない。

(指定試験機関の指定)

第三十六条 厚生大臣は、厚生省令で定めるところにより、その指定する者(以下「指定試験機関」という。)に、試験の実施に關する事務(以下「試験事務」という。)を行わせることができる。

2 指定試験機関の指定は、厚生省令で定めるところにより、試験事務を行うとする者の申請により行う。

(指定試験機関の言語聴覚士試験委員)

第三十七条 指定試験機関は、試験の問題の作成及び採点を言語聴覚士試験委員(次項及び第三項並びに次条並びに第四十条において読み替えて「試験委員」という。)に行わせなければならない。

2 指定試験機関は、試験委員を選任しようとするときは、厚生省令で定める要件を備える者のうちから選任しなければならない。

3 指定試験機関は、試験委員を選任したときは、厚生省令で定めるところにより、厚生大臣にその旨を届け出なければならない。試験委員に変更があつたときも、同様とする。

第三十八条 試験委員は、試験の問題の作成及び採点について、厳正を保持し不正の行為のないようにしなければならない。

(受験の停止等)

第三十九条 指定試験機関が試験事務を行う場合において、指定試験機関は、試験に關して不正の行為があつたときは、その不正行為に關係のある者に対しては、その受験を停止させることができる。

2 前項に定めるもののほか、指定試験機関が試験事務を行う場合における第三十四条及び第三十五条第一項の規定の適用については、第三十四条第一項中「その受験を停止させ、又はその試験」とあるのは「その試験」と、同条第二項中「前項」とあるのは「前項又は第三十九条第一項」とある。

と、第三十五条第一項中「国」とあるのは「指定試験機関」とする。

3 前項の規定により読み替えて適用する第三十五条第一項の規定により指定試験機関に納められた受験手数料は、指定試験機関の収入とする。

(準用)

第四十条 第十二条第三項及び第四項、第十三条から第十五条まで並びに第十七条から第二十七条までの規定は、指定試験機関について準用する。この場合において、これらの規定中「登録事務」とあるのは「試験事務」と、「登録事務規程」とあるのは「試験事務規程」と、第十二条第三項中「第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、「前項」とあるのは「同条第二項」と、同条第四項中「第二項の申請」とあるのは「第三十六条第二項の申請」と、第十三条第二項中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。）」と、第十四条第一項中「第十二条第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と、第十四条第二項中「役員」とあるのは「役員(試験委員を含む。）」と、第二十三条第二項第三号中「又は前条」とあるのは「前条又は第三十七条」と、第二十四条第一項及び第二十七條第一号中「第十二条第一項」とあるのは「第三十六条第一項」と読み替へるものとする。

(試験の細目等)

第四十一条 この章に規定するもののほか、試験科目、受験手続、試験事務の引継ぎその他試験及び指定試験機関並びに第三十三条第一号から第三号まで及び第五号の規定による学校又は言語聴覚士養成所の指定に關し必要な事項は、省令で定める。

第四章 業務等

第四十二条 言語聴覚士は、保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三十三号)第三十一条第一項及び第三十二条の規定にかかわらず、診療の補助として、医師又は歯科医師の指示の下に、嚥下訓練、人工内耳の調整その他厚生省令

で定める行為を行うことを業とすることができ
る。

2 前項の規定は、第九条第二項の規定により言
語聴覚士の名称の使用の停止を命ぜられてい
る者については、適用しない。

(連携等)

第四十三条 言語聴覚士は、その業務を行うに当
たつては、医師、歯科医師その他の医療関係者
との緊密な連携を図り、適正な医療の確保に努
めなければならない。

2 言語聴覚士は、その業務を行うに当たつて、
音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある者に
主治の医師又は歯科医師があるときは、その指
導を受けなければならない。

3 言語聴覚士は、その業務を行うに当たつて
は、音声機能、言語機能又は聴覚に障害のある
者の福祉に関する業務を行う者その他の関係者
との連携を保たなければならない。

(秘密を守る義務)

第四十四条 言語聴覚士は、正当な理由がなく、
その業務上知り得た人の秘密を漏らしてはなら
ない。言語聴覚士でなくなった後においても、
同様とする。

(名称の使用制限)

第四十五条 言語聴覚士でない者は、言語聴覚士
又はこれに紛らわしい名称を使用してはなら
ない。

(経過措置)

第四十六条 この法律の規定に基づき命令を制定
し、又は改廃する場合においては、その命令
で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判
断される範囲内において、所要の経過措置(罰
則に関する経過措置を含む。)を定めることがで
きる。

第五章 罰則

第四十七条 第十七条第一項(第四十条において
準用する場合を含む。)の規定に違反して、登録
事務又は試験事務に関して知り得た秘密を漏ら
した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の

罰金に処する。

第四十八条 第二十三条第二項(第四十条にお
いて準用する場合を含む。)の規定による登録事務
又は試験事務の停止の命令に違反したときは、
その違反行為をした指定登録機関又は指定試験
機関の役員又は職員は、一年以下の懲役又は五
十万円以下の罰金に処する。

第四十九条 次の各号のいずれかに該当する者
は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三十二条又は第三十八条の規定に違反し
て、不正の採点をした者
二 第四十四条の規定に違反して、業務上知り
得た人の秘密を漏らした者

2 前項第二号の罪は、告訴がなければ公訴を提
起することができない。

第五十条 次の各号のいずれかに該当する者は、
二十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第二項の規定により言語聴覚士の名
称の使用の停止を命ぜられた者で、当該停止
を命ぜられた期間中に、言語聴覚士の名称を
使用した者
二 第四十五条の規定に違反して、言語聴覚士
又はこれに紛らわしい名称を使用した者

第五十一条 次の各号のいずれかに該当するとき
は、その違反行為をした指定登録機関又は指定
試験機関の役員又は職員は、二十万円以下の罰
金に処する。

一 第十八条(第四十条において準用する場合
を含む。)の規定に違反して、帳簿を備え付け
ず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の
記載をし、又は帳簿を保存しなかったとき
二 第二十条(第四十条において準用する場合
を含む。)の規定による報告をせず、又は虚偽
の報告をしたとき

三 第二十一条第一項(第四十条において準用
する場合を含む。)以下この号において同じ。
の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨
げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による
質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳

述をしたとき。

四 第二十三条(第四十条において準用する場
合を含む。)の許可を受けずに登録事務又は
試験事務の全部を廃止したとき。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年
を超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

(受験資格の特例)

第二条 言語聴覚士として必要な知識及び技能を
修得させる学校又は養成所であつて、文部大臣
又は厚生大臣が指定したものにおいて、この法
律の施行の際現に言語聴覚士として必要な知識
及び技能の修得を終えている者又はこの法律の
施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び
技能を修得中であり、その修得をこの法律の施
行後に終えた者は、第三十三条の規定にかかわ
らず、試験を受けることができる。

第三条 この法律の施行の際現に病院、診療所そ
の他厚生省令で定める施設において適法に第二
条に規定する業務を業として行っている者その
他その者に準ずるものとして厚生省令で定める
者であつて、次の各号のいずれにも該当するに
至つたものは、平成十五年三月三十一日まで

は、第三十三条の規定にかかわらず、試験を受
けることができる。

一 厚生大臣が指定した講習会の課程を修了し
た者
二 病院、診療所その他厚生省令で定める施設
において、適法に第二条に規定する業務を五
年以上業として行つた者

(名称の使用制限に関する経過措置)
第四条 この法律の施行の際現に言語聴覚士又は
これに紛らわしい名称を使用している者につい
ては、第四十五条の規定は、この法律の施行後
六月間は、適用しない。

(検討)
第五条 政府は、この法律の施行後五年を経過し
た場合において、この法律の規定の施行の状況
について検討を加え、その結果に基づいて必要
な措置を講ずるものとする。

2 政府は、他の資格制度における障害者に係る欠格事由につ
いての検討の状況を踏まえ、適正な医療を確保しつつ障害者の自
立及び社会経済活動への参加を促進するという観点から、言語
聴覚士の資格に係る欠格事由の在り方について検討を加え、そ
の結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(登録免許税法の一部改正)
第六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十
五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十三号中六の五を六の六とし、六の四を六の五とし、六の三の次に次のように加え
る。

六の四 言語聴覚士法(平成九年法律第 六)による言語 聴覚士名簿にする登録	
イ 言語聴覚士法第七条第一項(登録)の言語聴覚士の登録	登録件数 一件につき九千円 登録料 一件につき千円
ロ 登録事項の変更の登録	

(厚生省設置法の一部改正)

第七條 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五
十一号)の一部を次のように改正する。
第六條第三十六号中「又は視能訓練士」を、

視能訓練士又は言語聴覚士に改め、	養成施設の下に、又は養成所を加え、同条第三十六号の七を第三十六号の八とし、第三十六号の二から第三十六号の六までを一号ずつ繰り下
------------------	---

げ、第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二 言語聴覚士法（平成九年法律
第 号）の規定に基づき、指定登録機
関及び指定試験機関を指定し、並びにこれ
らに対し、認可その他監督を行うこと。

平成九年十二月十七日印刷

平成九年十二月十八日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局